

(総則)

第1条 乙は、甲の示す仕様に基づき、頭書記載の契約代金額（以下「契約金額」という。）をもって、頭書記載の納入期限までに頭書記載の物品を納入しなければならない。

(契約保証金)

第2条 乙は、この契約に関する一切の義務を担保するため頭書記載の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(一括委任、一括下請負の禁止)

第4条 乙は、この契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(特許権等の使用)

第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている物件、製作方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその物件、製作方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(材料の品質)

第6条 物品の製作に使用する材料について品質、品等が明示されていない場合には、極めて良質な材料を用いるものとする。

(一般的損害)

第7条 物件の引渡し前に生じた損害その他物件の製作に関して生じた損害は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

(修補義務)

第8条 乙は、乙が製作した物品が仕様書又は図面に適合しない場合において、甲がその修補等を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。この場合において、乙は、契約金額の増額又は納入期限の延長を請求できない。ただし、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めによるときは、甲は必要があると認められるときは、契約金額若しくは納入期限を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約の変更)

第9条 甲は、必要がある場合には、この契約について仕様の変更又は製作の一時中止若しくは打ち切りをすることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第10条 この契約の履行に当たり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は、甲、乙協議して定める。

(検査)

第11条 乙は、この契約を履行したときは、遅滞なく甲に届け出て、検査を受けなければならない。

(契約金額の支払)

第12条 契約物品の引渡し完了後、甲は、乙の請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(履行遅延の届出、延滞違約金)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後に納入できる見込みがあるときは、乙はその旨を甲に届け出て、納入期限延長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、甲は、乙から納入期限延長前の納入期限（以下「当初の納入期限」という。）から遅延する日数（以下「遅延日数」という。）1日につき契約金額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息」という。）を乗じて計算した金額を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、部分引渡し等がある場合には、遅延日数1日につき契約金額の総額から当初の納入期限までに引渡し等を受けた部分に係る契約金額を控除した額に契約日における遅延利息を乗じて計算した金額を、又は単価契約等の場合には、遅延日数1日につき当初の納入期限までに納入できなかった物品に係る契約金額に契約日における遅延利息を乗じて計算した金額を遅延賠償金として徴収するものとする。

3 天災その他の不可抗力により納入期限までに物品を納入することができない場合は、甲、乙協議のうえ、別に納入期限を決定するものとする。この場合において、甲は、前項に定める遅延賠償金を徴収しないものとする。

(甲の契約解除権)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める条項に違反し、又は次の各号のいずれかに該当したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約の納入期限までに物品を納入せず、又は納入する見込みがないとき。
- (2) この契約に違反したとき。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額（単価契約等の場合については、契約単価に予定数量を乗じた額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

第14条の3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第3条に規定する警察等関係機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙の役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあっては、その者及びその支配人をいう。以下同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下同じ。）が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除措置要綱別表第1に基づく密接な関係を有していると認められるとき
- (5) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除措置要綱別表第1に基づく社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙又は乙の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙又は乙の役員等若しくはその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の乙の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。
- (8) 乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

2 前条第1項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（乙の契約解除権）

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により物品の数量及び内容を変更したため頭書の契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反によって物品の納入が不可能になったとき。
- （契約不適合）

第16条 納入された物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合は、乙は、責任をもって補修又は取り換えるものとする。

2 甲が相当の期間を定めて乙に対して修補等の履行追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催

告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

3 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約金額の減額を請求することができない。

4 第2項の規定は、甲の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

5 乙が、契約不適合の物件を納入した場合において、甲が不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかつたときはこの限りでない。

(特定の違法行為に対する措置)

第17条 乙は、本契約の入札（見積り）に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、違約金として契約金額（単価契約等の場合については、契約単価に予定数量を乗じた額）の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。本契約終了後においても同様とする。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約に関する紛争の解決)

第18条 この契約について、甲、乙相互間に紛争を生じたときは、互いに協力して解決するものとする。

第19条 乙は、契約の履行に際して、暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 不当介入に対し、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察署への通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をを行うこと。
  - (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- 2 甲は、乙から前項第1号の規定による報告があった場合は、速やかに所轄の警察署と連絡・協議を行い、乙を適切に指導するものとする。
- 3 甲は、乙が第1項第1号に規定する報告等を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められるときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき、適切な措置をとるものとする。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）によるものとし、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。